

世田谷区新実施計画(骨子案)

第1章

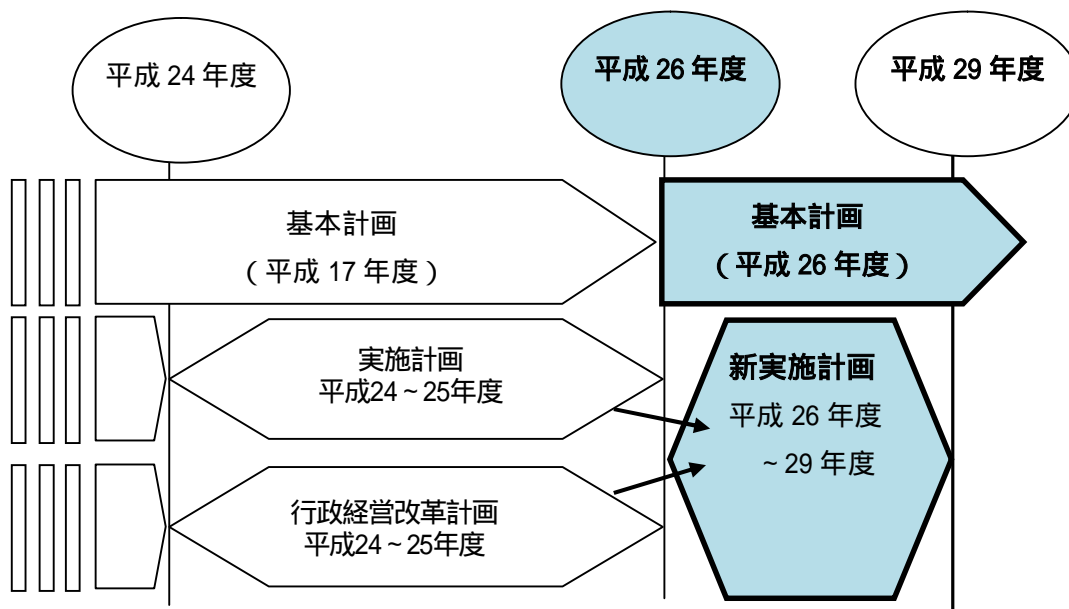
計画の位置づけ

世田谷区では、平成17年度から向こう10年間の区政運営の指針となる「世田谷区基本計画(平成17年度～平成26年度)」を策定し、さらに基本計画の実現に向けて、その具体を示す「世田谷区実施計画・行政経営改革計画」を策定し、中期的展望に基づいて、さまざまな施策を推進してきました。

現在、新たな「基本構想」のもとで、平成26年度を初年度とする「基本計画」の策定を進めています。そこで、従前の「世田谷区実施計画・行政経営改革計画」を見直しすることとし、現行の実施計画・行政経営改革計画を一体的な計画として再編した「新実施計画」として策定します。

(1) 計画期間

平成26年度～平成29年度の4か年とします。



(2) 計画の背景

区を取り巻く社会・経済状況は刻々と変化を遂げ、平成 20 年秋の世界金融危機に端を発する急速かつ大幅な景気後退の影響により、ここ数年は区の財政状況が極めて厳しい状況といえます。

そこで、区では「実施計画・行政経営改革計画等の緊急見直し方針」(平成 21 年度)や、「政策点検方針」(平成 22 年度)に基づく全庁を挙げての全事業点検を実施するなど、施策事業の効率化、事業の必要性・有効性・優先度を考慮した施策の見直しに取り組んできました。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に、防災意識の向上を受けた防災対策や、耐震促進等の喫緊の課題に取り組むため、平成 23 年 8 月に「区政運営方針」を策定し、取組みの強化を図りました。

平成 26 年度を初年度とする「新実施計画」においても、引き続き、厳しい財政状況のなか、持続可能で強固な財政基盤を構築するため、本計画を推進していきます。

(3) 取組みの考え方

新実施計画事業の選定基準

基本計画に掲げる取組み事業を以下の基準により、新実施計画事業と、経常的に実施する事業とに整理し、事業数についても精査します。

重点政策に関わる事業

新たな取組みや、事業手法を大きく転換する事業

その他個別計画における重要な事業

行政経営改革に対する考え方

現行の行政経営改革計画(平成 24 年度～平成 25 年度)は、平成 23 年 8 月に示された区政運営方針に基づき、3 つの基本方針とそれに基づく 10 の視点により、持続可能で強固な財政基盤を構築するための取組みを進めています。

今般の厳しい財政状況を踏まえ、行政経営改革の取組みを縮小することなく、継続して行う必要があることから、これまでの考え方を踏襲し、着実に推進していきます。

また、増加する施設更新などの経費抑制の観点から、効率的・効果的な公共施設の整備、維持管理に努めます。

(4) 成果指標について

新実施計画の「目標」の実現に向けて、目指すべき水準を、数値などを用いて定量的に分かりやすく示します。

第2章 基本方針等

(1) 計画の評価、進行管理

年度毎に、新実施計画事業の評価を行います。

また、評価結果は、計画や事業の見直しに活用するとともに、進捗状況を区民等に明らかにし公表します。

(2) 取組みにおける基本方針

基本計画を推進し、個別計画との役割を明確にし、重要な取組み事業を新実施計画として精査し掲げます。また、行政経営改革については、以下の視点を継続させるとともに、さらなる見直し、改善を図ります。

区民に信頼される行政経営改革の推進

自治体改革の推進

都区財政調整制度の見直しなどにより、地方分権を進め、自主財源の拡充を図るための取組みを推進します。また、国の地域主権改革による権限委譲に伴い、条例等の整備を行い、自立した自治体として適切に対応します。

自治の推進に向けた区民への情報提供、区民参加の促進

住民自治の推進を図り、行政と住民自治の役割を再構築するため、区民への情報提供、区民参加の機会拡大、区民やNPO等との協働の促進を行います。

職員の率先行動、職場改革の推進

職員一人ひとりが率先行動に取り組み、現場からの改革を進めることで、区民の信頼を獲得します。

持続可能で強固な財政基盤の確立

施策事業の必要性、有効性、優先度の見直し

現在の社会情勢や区民ニーズに照らした場合に施策事業を行う意義（必要性）や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか（有効性）を評価して、施策の優先度や補助事業見直しの検証を行い、より必要とされる施策に財源や人員を集中します。

民間活用等によるコスト縮減

施策を開始した当初は民間サービスが十分ではなかったが、現在では民間サービスが供給されている場合、区の施策を縮小し、民間への移行を促すとともに民間活用によるコストの縮減に努めます。

また、限られた資源を有効に活用するため、官舎や都営住宅の建替えなどにあたり国有地や公有地が創出された場合、積極的に活用を要望していきます。

施策事業の効率化と質の向上

政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。実施に向け、委託事業のさらなる見直しを図るとともに、なかでも外郭団体については、区との連携のあり方や、その存在意義を再認識するなど、一層の効果的な経営体制の構築に取り組みます。また、多様化する区民ニーズの変化への対応、施設更新等の経費抑制、既存施設の有効活用など、効率的・効果的な公共施設整備を進めていきます。

利用者負担等の見直し

サービスを利用する区民と利用しない区民の間の公平性を保ち、サービス提供の財源を確保するため、サービス受給者の利用者負担等を見直しを図ります。

組織体制、職員費等の見直し

より必要とされる施策に人員を集中するために組織体制の最適化を行うとともに、職員定員の適正化など、内部改革を推進します。

資産等の有効活用による歳入増の取組み

税外収入確保策の推進

区有財産の有効活用、公金運用の見直し、財産の有償貸付、ネーミングライツや広告事業などによる税外収入の確保を推進します。

債権管理の適正化と収納率の向上

債権の徴収強化や法的措置の実施、納付機会の拡大などを図ります。

第3章

年次別計画（取組み例示）

(1) 基本計画分野別政策

「健康・福祉」

- ・生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進
- ・相談支援機能の確立と強化

「子ども若者・教育」

- ・知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
- ・地域の子育て支援の推進

「暮らし・コミュニティ」

- ・豊かな地域社会づくりに向けた区民による協働のまちづくり
- ・環境に配慮したライフスタイルへの転換

「都市づくり」

- ・木造住宅密集地域の解消
- ・世田谷らしいみどりとみずの保全・創出

(2) 行政経営改革基本方針

「区民に信頼される行政経営改革の推進」

- ・都区制度改革、地域主権改革、地域行政制度のあり方等
- ・広報・広聴の充実

「持続可能で強固な財政基盤の確立」

- ・「外郭団体改革の取組み方針」に基づく取組み
- ・公会計手法・財務会計システムの改善
- ・利用者負担等の見直し
- ・定員適正化等の推進

「資産等の有効活用による歳入増の取組み」

- ・広告収入の確保
- ・債権管理の適正化と収納率の向上

「公共施設の整備」

- ・「公共施設整備の基本方針」に基づく取組み
- ・施設種別ごとの取組みの方向性を明示

第4章

財政収支見通し(骨子では記載していません。今後の予算編成状況に併せ明らかにします。)

(1) 財政見通し（平成26～29年度）

(2) 新実施計画事業費

(3) 行政経営改革効果額